

## 令和5年度 利用者負担額(保育料)表

世帯の階層区分		利用者負担額（1人につき）	
階層区分	定義	0歳～2歳児	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 11,400 (5,200)	11,200 (5,100)
第4		48,600円以上 (77,101円)	21,300 (9,000)
第4		97,000円未満	21,300
第5		97,000円以上 133,000円未満	27,700
第6		133,000円以上 169,000円未満	34,200
第7		169,000円以上 235,000円未満	41,100
第8		235,000円以上 301,000円未満	47,700
第9		301,000円以上 349,000円未満	55,500
第10		349,000円以上	60,300

※第3階層、第4階層一部の（ ）内は、ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯の第1子の金額です。この表の年齢区分は4月1日時点の年齢です。

- 二人親世帯の第3階層以上の階層において、同一生計に児童の兄弟がいる場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（裏面に続く）

### <ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯について>

- 第3階層に該当する場合の第1子は、表示金額から1,000円減額し半額、第2子以降は無料となります。
- 第4階層に該当する場合で市町村民税所得割額77,101円未満の場合、第1子は9,000円、第2子以降は無料となります。
- 第4階層に該当する場合で市町村民税所得割額77,101円以上の場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 第5階層～第10階層に該当する場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

### 【利用者負担額(保育料)の算定について】

\*利用者負担額(保育料)算定の対象となる児童の年齢は、4月1日時点の年齢です。

1. 利用者負担額(保育料)は、原則父母の市町村民税所得割額により算定します。
  - 4月分～8月分・・・令和4年度市町村民税所得割額の合算により決定
  - 9月分～3月分・・・令和5年度市町村民税所得割額の合算により決定
2. 利用者負担額(保育料)を算定する際の市町村民税所得割額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除等は適用しません。
3. 父母の1年間の所得金額が一定額未満の場合で、同居する祖父母等がいる場合は、主たる生計維持者を「家計の主宰者」と認定して利用者負担金額(保育料)算定の対象とします。